

徳島市文化振興施設ネーミング・ライツ制度パートナー企業募集要項

1 募集の目的

徳島市では、本市施設のサービス向上、施設利用の促進及び長期的に安定した財政基盤を確立するため、ネーミング・ライツ制度（施設命名権の売却）のパートナーとなる企業を募集します。

2 募集の対象となる施設

- (1) 施設の名称 徳島市文化振興施設（愛称：シビックセンター）のホール
- (2) 施設の所在 徳島市元町1丁目24番地 アミコビル4階
- (3) 施設の概要
- ①設置目的 シビックセンターは、市民の知識、教養及び生活の向上とその健全な発達を図り、市民の文化の振興に寄与する施設として設置されたもので、ホールはシビックセンター内にあります。
 - ②規 模 ホール面積 約250㎡
 - ③収容人員 約200人（椅子利用時）
 - ④開 館 日 昭和58年10月
 - ⑤リニューアルオープン 平成24年4月
※ホール部分は平成24年6月から供用開始
 - ⑥開館時間 午前9時から午後9時まで
 - ⑦休 館 日 毎月第一火曜日・1月1日
 - ⑧管理運営 公益財団法人徳島市文化振興公社
- (4) 利用状況 年間施設利用者数 約24,100人（ホール）
（令和5年度実績）約143,700人（シビックセンター全体）

3 希望するネーミング・ライツの期間及び金額

- (1) 期間 5年（ネーミング・ライツ期間開始日は、令和7年4月1日とします。）
- (2) 金額 5年間で300万円以上（消費税・地方消費税は別途負担）
- なお、ネーミング・ライツの金額（施設命名権料）は、各年度に係る金額（総額を5で除した金額）を、各年度4月30日（当該日が金融機関の営業日外の場合は翌営業日）までに納付するものとします。

4 ネーミング・ライツの内容

- (1) 当該ホールに、企業名又は商品名（ブランド名）の「ホールの愛称」を付けることができます。なお、施設の正式名称の変更ではありません。
- (2) パートナー企業は、その所有する情報発信媒体において、ネーミング・ライツ制度への取組状況を紹介することができます。ただし、掲載にあたっては、事前に徳島市市民文化部文化スポーツ振興課までご相談ください。

- (3) 名称はシビックセンターの後に希望する「ホールの愛称」を付加するようにしてください。

【例】 施設の愛称部分＋ [ネーミング・ライツによる命名部分] ＋ホール
→ シビックセンター [〇〇〇〇〇〇] ホール など

上記例によらない命名提案については、パートナー企業と市で協議・調整するもの
とします。

- (4) 本市は、施設利用者等に積極的に「ホールの愛称」の利用を呼びかけるとともに、施設紹介時には「ホールの愛称」をわかりやすく表示するなど、「ホールの愛称」が定着するように努力します。

5 愛称の内容

- (1) 本市財産の公共性を損なうおそれがないもので、徳島市民間広告事業実施要綱に基づき次の各号のいずれにも該当しないこととします。

- ア. 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- イ. 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ウ. 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- エ. 政治性又は宗教性のあるもの
- オ. 個人の氏名又は意見を広告しようとするもの
- カ. 社会問題等についての主義又は主張に当たるもの
- キ. 誇大、虚偽、誤認等のおそれのあるもの
- ク. 青少年の健全育成にとって有害であるおそれがあるもの
- ケ. その他文化振興施設として適当でないと認められるもの

- (2) 愛称について、次のことに留意してください。

- ア. 契約期間内の「ホールの愛称」変更は、原則として出来ません。
- イ. 「ホールの愛称」は、商標権等権利の侵害になることのないよう、十分調査をした上で提案してください。権利侵害で争いとなった場合は、企業側ですべて負担、対応するものとし、本市は一切の責めを負いません。
- ウ. 「ホールの愛称」を使用したサインについては、公共施設であることを鑑み、大きさ、色彩等を含め、優れたデザインとなるよう、ご検討をお願いします。
- エ. サイン計画については、ご検討後、本市と十分な協議をお願いします。ただし、パートナー企業のご意向はできる限り尊重します。

6 「ホールの愛称」使用に伴う施設命名権料以外の費用等

既存名称サインの撤去、「ホールの愛称」サインへの変更及び「ホールの愛称」サインの新設並びに期間終了時等の原状回復については、本市との協議が完了後、パートナー企業が発注、施工し、その費用については、パートナー企業の負担とします。また、パンフレット等の記載変更にかかる費用についても、パートナー企業の負担とします。

7 募集期間

令和6年11月15日（金）から令和6年12月20日（金）午後5時まで（必着）
（なお、期間内に応募がない場合、募集期間を延長することがあります。）

8 応募資格

次の（１）から（３）の全てに該当する法人とします。

- （１）徳島市民間広告事業実施要綱に基づく次に掲げる業種、業者に該当しないこと
 - ア．風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規制を受けるもの
 - イ．消費者金融に係るもの
 - ウ．賭博・ギャンブルに係るもの
 - エ．法律に定めのない医療類似行為に係るもの
 - オ．法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反したもの
 - カ．本市の指名停止措置等を受けているもの
 - キ．その他広告主として適当でないと市長が認めるもの
- （２）市税（法人市民税、固定資産税）に滞納がないこと
- （３）暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認めるに足りる相当の理由がないこと

9 申込方法

別紙申込書（様式1）、誓約書（様式2）に必要事項を記入、押印のうえ、添付書類を添えて、持参又は郵送により提出してください。なお、郵送の場合は不着等防止のため、電話確認をお願いします。

※ 正本1部、副本6部（コピー可）を提出してください。

※ 応募に係る費用は、応募企業の負担とします。

※ 提出された書類は返却しません。

※ 本市情報公開条例対象文書の対象となります。（添付書類(1),(2),(5)は除きます。）

○添付書類

- （１）法人に係る登記事項証明書（現在事項全部証明書）で3か月以内に発行されたもの
- （２）企業の概要及び過去3か年の決算報告書（任意様式）
- （３）愛称の設定理由（任意様式）
- （４）地域振興の実績及び今後の計画等（任意様式）
- （５）納税証明書（法人市民税及び固定資産税・直近2か年分・コピー可）

10 パートナー企業候補の選定方法

本市が設置する選定委員会において、愛称・応募金額等について、応募資料等に基づき、総合的に判断し、パートナー企業候補を選定します。なお、選定委員会は、非公開で行います。

11 選定結果の通知および公表

選定後、すみやかにパートナー企業候補と協議を行い、契約を締結します。

契約締結後は、すべての応募者に対し、文書により選定結果を通知し、次の事項について、市ホームページで公表します。

- (1) パートナー企業名、代表者名、所在地
- (2) ネーミング・ライツ期間
- (3) ネーミング・ライツ金額(施設命名権料)
- (4) ホールの愛称名

1.2 契約の更新

契約を締結したパートナー企業は、次回の契約について優先的に交渉することができます。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求められます。

1.3 問い合わせ及び申込書提出先

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市市民文化部文化スポーツ振興課

担当 布袋

電話 088-621-5178 ファクシミリ 088-624-1281

E-mail : bunka_sports@city-tokushima.i-tokushima.jp

(様式2)

誓 約 書

徳島市文化振興施設ネーミング・ライツ制度パートナー企業募集にあたり、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

- 1 徳島市文化振興施設ネーミング・ライツ制度パートナー企業募集要項の「8 応募資格」に該当する企業又は団体であること。
- 2 契約期間中は、施設命名権料を遅滞なく納付すること。
- 3 申込時に提出した書類に記載した事項については、虚偽がないこと。

令和 年 月 日

徳 島 市 長 殿

所在地
企業・団体名
代表者名

⑩